

議案第 85 号

松阪市国際交流活動等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について

松阪市国際交流活動等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年松
阪市条例第 296 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市国際交流活動等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例

松阪市国際交流活動等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年松
阪市条例第 296 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「390 万円」を「396 万円」に改め、「30 万円を基準として」を削
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。